

重度心身障害者等介護手当の申請について

富山市役所 長寿福祉課 電話 443-2062

重度心身障害者等介護手当は、常時介護を必要とする状態になった時から6か月以上経過した方で、一定の基準以上の介護が必要な状態の方を在宅で介護している方に支給される手当です。

対象者 以下のいずれかに該当する方を、在宅で6か月以上介護している方
(ただし、介護している方および介護が必要な状態の方が、ともに富山市の住民票に記載されていること)

○60歳以上で身体障害者手帳1・2級をお持ちの方

○60歳以上でねたきり状態の方

○65歳以上で中度・重度の認知症の方

支給方法 ・口座振込(介護している方の口座へ振り込みます)
※振込は、7月(4～6月分) ・10月(7～9月分)
1月(10～12月分) ・4月(1～3月分)の年4回です。

支給金額 ・市町村民税非課税世帯 月額 10,000円
・市町村民税課税世帯 月額 5,000円

申請方法 ・申請書に民生委員または地域包括支援センターの証明が必要です。
・同居者全員の前年分合計所得金額の合算額が1,000万円未満の方に限りますので、「所得状況調査の同意」欄については、同居者全員分の記入・押印が必要です。(世帯分離している場合も同居している場合は記入・押印してください。)
・支給の可否については、6月末・9月末・12月末・3月末に通知します。
・申請のあった翌月分からの支給になります。

更 新 ・毎年6月に受給資格を確認します。4月末に更新申請書を郵送するので、更新手続きを行ってください。(手続きがされない場合は、受給資格が喪失し振込も停止されます)

その他 ・入院・入所等により在宅ではなくなった場合、支給要件に該当しませんので速やかに長寿福祉課までご連絡ください。連絡が遅れると、手当の返納が生じる場合があります。(なお、退院・退所され引き続き在宅で介護される場合は、再開の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。)